平成２９年（フ）第５９２号
堺市南区竹城台１丁１番３―311号
債務者　山口　千代
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
堺市南区竹城台１丁１番３―311号
債務者　吉村　晴夫
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
堺市堺区六条通３番24号
債務者　榎本早示子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
堺市西区山田１丁1165番地31
債務者　宮前　通明
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟419号室、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目16番16号
債務者　岸本　豊文
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西４丁目４番１号
債務者　山野　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４４号
大阪府松原市阿保１丁目４番12―411号
債務者　岡村　雅宏
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５２号
大阪府富田林市向陽台２丁目13―２　エントピア置田３Ｃ、住民票上の住所奈良市平松１丁目37番６号
債務者　田村　紋子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５３号
大阪府河内長野市木戸１丁目25番10―203号
債務者　吉田みちよ
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
山口県宇部市中村３丁目１番５―108号、従前の住所山口県山口市平井1157番地８、従前々の住所山口県山口市大内矢田南３丁目20番18号ハイツ小山101
債務者　斎藤　龍也
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３８号
北海道岩見沢市緑町１丁目１番12―202号　エステートＧ１
債務者　不破　麻恵
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第７６号
北海道室蘭市知利別町２丁目13番６号
債務者　神取　　実
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　定住促進住宅２号棟202号、旧住所盛岡市黒川８地割45番地２
債務者　玉山美沙子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７２号
岩手県二戸市福岡字在府小路10番地６　豊秋荘　Ａ号室
債務者　石崎貴美恵
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８７６号
名古屋市中川区戸田３丁目1910番地　プレイス戸田402号
債務者　今井　里美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９４１号
愛知県半田市新池町２丁目205番地の22　サニーヒルズリヴ101号、従前の住所愛知県半田市新池町２丁目205番地の１　ハイツＫＲＡ棟101号
債務者　加藤美登里
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７１５号
大阪市東成区大今里西１丁目１番10号　樋上ビル　202号
債務者　堀内　要子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部